

○和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則

平成17年12月22日
規則第116号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則を次のように定める。

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準等)

第2条 条例第5条第1項第1号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
- (3) リサイクル製品が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第21条に規定する指定法人を経由して循環資源の供給を受けて製造され、若しくは加工されたこと又はこれに類する方法により製造され、若しくは加工されたこと。
- (4) デザイン又は機能において独創性及び新規性があるリサイクル製品であり、かつ、当該リサイクル製品を認定リサイクル製品として認定することにより、特に県内のリサイクル製品の普及啓発に資すると認められること。

2 条例第5条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に定める安全性の基準に適合していること。
 - ア リサイクル製品に含まれる有害物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあっては、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の基準に適合すること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。
 - ウ 申請時において既に一般に販売され、及び安全に利用されていること。
- (2) 次に掲げる規格のいずれかに適合していること。
 - ア 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格
 - イ 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格
 - ウ 県が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格
 - エ その他識見を有する者の意見を聴いて知事が適当と認める規格
- (3) リサイクル製品の原材料に占める循環資源の割合が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること。
 - ア 公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品の認定に係る配合率基準に適合するものであること。
 - イ 識見を有する者の意見を聴いて知事が適当と認める割合であること。(平20規則76・平27規則31・令元規則17・一部改正)

(認定の申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による認定の申請は、リサイクル製品認定申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 前項のリサイクル製品認定申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- (2) リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
- (3) リサイクル製品の安全性及び規格が認定基準に適合することを証する書類
- (4) 申請に係るリサイクル製品(提出できないと知事が認めるものを除く。)並びにリサイクル製品の写真及び説明書
- (5) 申請者がリサイクル製品の販売を行う者である場合にあっては、条例第5条第1項の認定を申請することについて当該リサイクル製品を製造し、又は加工する者から承諾を得たことを証する書類
- (6) リサイクル製品が前条第1項第4号に該当する場合にあっては、同号に該当することを証する書類
- (7) その他知事が必要と認める資料(平27規則31・一部改正)

(通知)

第4条 条例第5条第5項の規定による申請者への通知は、リサイクル製品認定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(平27規則31・一部改正)

(認定リサイクル製品の表示)

第5条 条例第6条第1項に規定する製品認定を受けた旨の表示は、「和歌山県認定リサイクル製品」の文字又は知事が別に定める図形を表示する方法により行うものとする。

(変更等の届出)

第6条 条例第8条の規定による認定リサイクル製品の変更の届出は、リサイクル製品認定申請書記載事項変更届(別記第3号様式)により行うものとする。

2 条例第8条の規定による認定リサイクル製品の製造又は加工の廃止又は休止の届出は、認定リサイクル製品製造等廃止(休止)届(別記第4号様式)により行うものとする。

(平27規則31・一部改正)

(辞退の届出)

第7条 認定事業者は、条例第5条第1項の認定を辞退しようとするときは、認定リサイクル製品辞退届(別記第5号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平27規則31・追加)

(県の調達義務等の対象)

第8条 [条例第10条第1項](#)に規定する県内におけるリサイクル産業の振興に寄与する認定リサイクル製品として規則で定めるもの(以下「県産認定リサイクル製品」という。)は、[次の各号](#)に定めるいずれかの要件を充たすものとする。

- (1) リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
 - (2) リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
 - (3) 県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。
- 2 [条例第10条第2項](#)の規定による県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表は、インターネットの利用その他の方法により行う。

(平27規則31・旧第7条繰下・一部改正)

(証明書)

第9条 [条例第12条第2項](#)に規定する証明書は、[別記第6号様式](#)による。

(平27規則31・旧第8条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、[第7条第2項](#)の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第76号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年6月28日規則第39号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月14日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月24日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月5日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第142号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[別記第1号様式\(第3条関係\)](#)

(平27規則31・全改、令元規則17・令3規則142・一部改正)

和歌山県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

リサイクル製品認定申請書

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 新規以外(認定番号: —)			
申請者の事業区分 (該当する区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売			
品 目	名 称			
用 途				
寸 法	重 量			
年間製造量	供給可能地域			
価 格	販売開始年月日			
材料の内訳	材料の名称	材料の製造元(納入元)		構成比
		名称	製造事業場所在地	
	県内生産			
	県外生産			
合 計			100%	
製造加工事業者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	事業場の名称			
	事業場の所在地			
製造又は加工の方法				
製造等の際の環境 保全上の配慮 (条例第5条第1項第2号)				

	有・無	(1)リサイクル製品の原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
		$\frac{\text{製品に占める県内発生循環資源の使用割合}}{\text{製品に占める循環資源の使用割合}} = \frac{\quad \%}{\quad \%} = \quad \%$

		循環資源の名称	循環資源の発生場所	県内発生割合	
県内要件該当状況 (和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則第2条第1項各号)	有・無	(2)リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。			
	有・無	(3)リサイクル製品が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第21条に規定する指定法人を経由して循環資源の供給を受けて製造され、若しくは加工されたこと又はこれに類する方法により製造され、若しくは加工されたこと。			
	有・無	(4)デザイン又は機能において独創性及び新規性があるリサイクル製品であり、かつ、当該リサイクル製品を認定リサイクル製品として認定することにより、特に県内のリサイクル製品の普及啓発に資すると認められること。			
安全性基準該当状況 (規則第2条第2項第1号アからウまで)	有・無	リサイクル製品に含まれる有害物質が土壌に溶出する可能性 (検査項目：)			
	有・無	原材料としての特別管理(一般・産業)廃棄物の使用			
	有・無	一般に販売され、安全に利用されている実績			
規格基準該当状況 (規則第2条第2項第2号アからエまで)	有・無	日本産業規格(JIS) (名称、番号等：)			
	有・無	日本農林規格(JAS) (名称、番号等：)			
	有・無	県土木工事等共通仕様書規格 (名称、番号等：)			
	有・無	その他 (規格名等：)			
配合率基準該当状況 (規則第2条第2項第3号ア)	有・無	エコマーク商品の認定に係る商品類型 (類型番号等：) (配合率基準： %) (申請製品の配合率： %)			
製造等に当たり遵守している法令等 (条例第5条第1項第2号)	有・無	(法令等名：)			

県産要件該当状況 (規則第8条第1項各号)	有・無	(1)リサイクル製品の原材料となる材料が主に県内で生産されたものであること。
	有・無	(2)リサイクル製品が主に県内の事業場で製造され、又は加工されたものであること。
	有・無	(3)県内に主たる事務所を置く事業者が製造し、又は加工したものであること。
添付資料 (添付した資料にチェック)	<input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の安全性が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の規格が認定基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> リサイクル製品(サンプル) <input type="checkbox"/> リサイクル製品の写真 <input type="checkbox"/> リサイクル製品の説明書 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を製造し、又は加工した者から承諾を得たことを示す書類 <input type="checkbox"/> 規則第2条第1項第4号の要件に適合していることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他審査に必要な資料 (資料名：)	
その他		

担当者連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX番号	

別記第2号様式(第4条関係)

番 号

和歌山県リサイクル製品認定通知書

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条第2項の規定により認定申請のありました下記の製品について、同条第1項の認定基準に適合する製品であると認定しましたので、通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	
製 品 名	
製 品 の 用 途	
循 環 資 源 等	
規 則 第 8 条 各 号 の 該 当 の 有 無	有 ・ 無

[別記第3号様式\(第6条関係\)](#)

(平27規則31・全改、令3規則142・一部改正)

別記第3号様式(第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第8条の規定により、以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
変更内容	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

担当者 連絡先	氏名		E-mail	
	電話番号		FAX番号	

[別記第4号様式\(第6条関係\)](#)

(平27規則31・全改、令3規則142・一部改正)

別記第4号様式(第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

認定リサイクル製品製造等廃止(休止)届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第8条の規定により、以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
廃止・休止の別 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 廃止(今後製造等再開する見込みがない。) <input type="checkbox"/> 休止(今後製造等再開する見込みがある。)		
廃止(休止)年月日	年 月 日		
製造等廃止(休止) の理由			

担当者	氏名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX番号	

[別記第5号様式\(第7条関係\)](#)

(平27規則31・追加、令3規則142・一部改正)

別記第5号様式(第7条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

認定リサイクル製品辞退届

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
製品名			
認定辞退日	年 月 日		
既製造品の措置予定			
辞退の理由			

担当者	氏名		E-mail	
連絡先	電話番号		FAX番号	

[別記第6号様式\(第8条関係\)](#)

(平24規則55・一部改正、旧別記第5様式繰下・一部改正)

(表面)

職 員 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div>
<p>上記の者は、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第12条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	和歌山県知事 印

(裏面)

<p>和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(抜粋)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者等若しくは認定事業者等に循環資源を供給する者(以下「循環資源供給者」という。)に対し、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等若しくは循環資源供給者の事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

備考

- 1 証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.0センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦2.5センチメートル、横2.0センチメートルとする。